

山口県中小企業者等向け省・創・蓄エネ設備設置補助金交付要領

- 別表2（第4条関係）

- 区分1：屋根置きなど自家消費型太陽光発電

- ④充放電設備・充電設備、外部給電器

訂正前	訂正後
<p>1. 「①太陽光発電設備」及び「③車載型蓄電池」の付帯設備であること。</p> <p>2. 充放電設備・充電設備について、原則として太陽光発電設備から電力供給可能となるよう措置されている場合に限る。</p> <p>3. <u>「CEV 補助金」で交付対象となる銘柄に限る。</u> <u>※「CEV 補助金」との併用は不可。</u></p>	<p>1. 「①太陽光発電設備」及び「③車載型蓄電池」の付帯設備であること。</p> <p>2. 充放電設備・充電設備について、原則として太陽光発電設備から電力供給可能となるよう措置されている場合に限る。</p> <p>3. <u>経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」で交付対象となる銘柄に限る。</u></p>